

通達甲(交.規.規2)第12号

平成19年7月27日

存	続	期	間
---	---	---	---

関係所属長殿

交通部長

通行許可取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、通行許可取扱要綱を制定し、平成19年8月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部が改正されたことに伴い、東京都公安委員会の交通規制により通行を禁止されている道路又はその部分において警察署長及び高速道路交通警察隊長が行う通行許可の取扱いに関する事務の適正を図るため、新たに要綱を制定するものである。

別添

通行許可取扱要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により道路標識により車両の通行を禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路」という。）において、法第8条第2項の規定により警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が行う許可（以下「通行許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

通行禁止道路の通行許可の取扱いについては、法、道路交通法施行令（昭和35年政令270号。以下「令」という。） 道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号。以下「施行規則」という。） 東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「都規則」という。）及び東京都道路交通規則の制定について（昭和46年11月30日通達甲（交・総・法）第115号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 許可証 施行規則第5条第2項に規定する別記様式第1の3の許可証をいう。
- 2 許可標章 別記様式第1号に規定する標章をいう。

第4 管理責任者等の指定及び任務

警察署長等は、次表により管理責任者、取扱責任者及び取扱担当者を指定し、許可証及び許可標章の管理並びに通行許可事務の適正を期するものとする。

指定区分		任務
管理責任者	副署長	警察署長の命を受け、許可証及び許可標章に関する管理の責めに任ずる。
取扱責任者	交通担当課長	管理責任者を補佐し、通行許可の申請の審査及び通行許可事務の管理に当たる。
取扱担当者	交通課員の中から 適任と認められる者	取扱責任者の指揮を受け、許可証及び許可標章の交付事務に当たる。
備考	1 高速道路交通警察隊にあっては、管理責任者は副隊長とし、取扱責任者は本部付とし、取扱担当者は隊員の中から適任と認められる者とする。この場合において、管理責任者の任務中「警察署長」とあるのは、「高速道路交通警察隊	

備 考	<p>長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 島部警察署にあっては、管理責任者及び取扱責任者は次長とし、取扱担当者は交通を担当する者の中から適任と認められる者とする。</p>
-----	---

第5 申請の受理

- 1 申請は、原則として通行禁止道路を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊において受けるものとする。
- 2 取扱責任者は、申請を受理した場合は、通行の必要性及び通行禁止道路の交通状況等を勘察し、通行許可の申請を審査するものとする。
- 3 取扱責任者は、申請に係る通行禁止道路が他の警察署又は高速道路交通警察隊の管轄に及ぶ申請を受理した場合は、関係警察署又は高速道路交通警察隊の取扱責任者と協議し、通行許可の申請を審査するものとする。この場合において、許可するときは、許可証の余白に協議結果を記載し、取扱責任者が押印するものとする。
- 4 通行許可は、通行禁止道路の区間を特定して行うものとし、有効期間は必要最少期間（最長3年）とする。

第6 許可証及び許可標章の交付

- 1 警察署長等は、通行許可を行う場合は、交通事故防止上必要な条件を付することができるものとする。
- 2 取扱担当者は、許可証を交付する場合は、許可証に許可番号を記載し、職印を受けて許可標章とともに交付するものとする。
 なお、許可標章を交付する際に許可標章の裏面に記載されている注意事項を指導するものとする。
- 3 取扱担当者は、別記様式第2号の「通行許可証交付台帳」に必要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくものとする。
- 4 取扱責任者は、受理した通行許可の申請を不許可とする場合は、申請者にその理由を告げるとともに、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟に関する教示を行うものとする。
 なお、申請者から当該教示に関する書面の交付を求められたときは、書面による教示を行うものとする。

第7 許可証の返納及び破棄

- 1 許可証（道府県警察の交付に係るものを除く。）及び許可標章の返納があった場合は、管轄を問わず返納を受けること。この場合において、他の警察署長又は高速道路交通警察隊長が交付したものであるときは、当該警察署長又は高速道路交通警察隊長に許可証及び許可標章を送付するものとする。

- 2 前1により許可証及び許可標章の送付を受けた警察署又は高速道路交通警察隊の取扱担当者は、その都度、通行許可証交付台帳に返納状況を明らかにしておくものとする。
- 3 取扱担当者は、取扱責任者の立会いを得て返納に係る許可証及び許可標章を裁断により破棄するものとする。

第8 通行許可に係る書類の保管

- 1 取扱責任者は、受理した申請書を許可証の有効期間が満了し、又は返納を受けるまでの間保存するものとする。
- 2 取扱責任者は、許可証、許可標章及び通行許可証交付台帳を施錠設備のある場所に保管するものとする。
- 3 管理責任者は、通行許可に係る書類の保管状況を確認するものとする。

第9 報告等

- 1 警察署長等は、6月末現在（上半期分）及び12月末現在（下半期分）の許可証の交付件数を別記様式第3号の「通行許可証交付件数通知書」により、翌月の15日までに交通規制課長（規制第二係経由）に通知するものとする。
- 2 許可証の不正使用事案その他特異事案を把握した警察署長等は、交通部長（交通規制課規制第二係経由）に報告するものとする。

通行禁止道路通行許可車				
登録(車両)番号				
許可する通行禁止道路の区間(裏面注意事項遵守)				
<hr/>				
有効期限	平成	年	月	日まで
	平成	年	月	日
No.	警視庁			長

注 意 事 項	使用者
1 この標章は、東京都公安委員会による通行禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では、使用できません。	
次の場合には使用できません(特別に許可された場合を除きます。) 一方通行の逆行 指定方向以外の進行 標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がある道路 (いわゆる歩行者天国)の通行	
2 この標章は、表面記載の車両及び区間以外では使用できません。	
3 この標章を使用する場合は、車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。また、この場合は、交付された許可証を携帯してください。	
4 現場において、警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。	
5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。	
6 通行禁止規制が行われている道路を通行する場合は特に歩行者に注意し、交通法令を遵守することはもちろん、安全運転を励行し、交通事故の当事者とならないよう注意してください。	
7 警察署長が付した条件がある場合は、その条件に従ってください。	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 B 6 とする。

2 文字の色彩は黒色とし、外枠の色彩は青色とし、地の色彩は白色とする。

別記様式第2号

通行許可証交付台帳

受 付					交 付		備 考	
通行許可 管理番号	登録(車両) 番号	申請者	用 務	通行許可区間	許可期限	交付月日		取扱者
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		
					年 月 日まで	月 日		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

交通規制課長殿

長

通行許可証交付件数通知書 (年 月 ~ 月)

番号	通行区分 許可対象	通行禁止路	大型車等、 土曜日夜の 通行禁止道路	計
1	車庫、空地等通常保管する場所に係るもの			
2	身体障害者の輸送に係るもの			
3	荷物の配送又は集荷に係るもの			
4	電気、ガス、水道、電話及び鉄道の修復工事に係るもの			
5	道路の補修等道路の維持管理に係るもの			
6	冠婚葬祭、引越し、その他社会生活上やむを得ない理由に係るもの			
計				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。